様式第５号

堺市ひとり親家庭学び直し支援事業給付金支給決定通知書

第　　号
年　　月　　日

（申請者）　　様

堺　市　長　　印

　　年　　月　　日付けで申請のあった（受講開始時給付金・受講修了時給付金・合格時給付金）の支給について、堺市ひとり親家庭学び直し支援事業実施要綱第２の１(7)ア(ｲ)、第２の１(7)イ(ｲ)又は第２の１(7)ウ(ｲ)の規定により、次のとおり支給することに決定したので通知します。

<table>
<tr><td>１申請者氏名</td><td colspan="3">ﾌﾘｶﾞﾅ</td><td>生年月日</td><td colspan="3">年　　月　　日生
（　　歳）</td></tr>
<tr><td>２申請者住所</td><td colspan="3">（郵便番号　　－　　）</td><td colspan="3">電話番号　（　　）　－
携帯電話番号（　　）　－</td></tr>
<tr><td rowspan="2">３受講者</td><td>氏名</td><td></td><td>生年月日</td><td colspan="2">年　月　日（　歳）</td><td>続柄</td><td></td></tr>
<tr><td>住所</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td>４受講施設の名称</td><td colspan="7"></td></tr>
<tr><td>５講座の名称</td><td colspan="7"></td></tr>
<tr><td>６受講科目</td><td colspan="7">1　　2　　3　　4
5　　6　　7　　8</td></tr>
<tr><td>７試験を免除できる科目</td><td colspan="7"></td></tr>
<tr><td>８受講期間</td><td colspan="7">年　　月　　日　から　　年　　月　　日まで
（受講開始日）</td></tr>
<tr><td>９支給金額</td><td colspan="7">円</td></tr>
<tr><td colspan="8">（備考）</td></tr>
</table>

注意

１　支給の対象となるのは、認定対象講座の受講について支払う入学料及び受講料（希望により行われる講座、希望により提供される教材等に要する費用を除きます。以下同じです。）です。

２　支給額は、次のとおりです。

(1) 受講開始時給付金の支給の対象となるのは、入学料及び受講料の３割相当額（７万５千円を限度）です。

(2) 受講修了時給付金の支給の対象となるのは、入学料及び受講料の合計額の６割相当額（受講開始時給付金の支給を受けた場合は、受講開始時給付金として支給を受けた額を差し引いた金額）（受講開始時給付金と併せて１５万円を限度）です。

(3) 合格時給付金の支給の対象となるのは入学料及び受講料の合計額の４割相当額（受講開始時給付金及び受講修了時給付金と併せて２５万円を限度）です。

３　免除できる科目とは、過去に高等学校で免除に必要な単位を修得している科目、過去に高卒認定試験で一部科目に合格している科目等です。

４　所要費用については、標準的な金額であり、受講開始後または受講修了後に教育訓練施設から証明された金額に基づき支給額を算定します。